

－ 審査事務規程の第42次改正 －

ディーゼル車の粒子状物質検査を開始します

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、平成19年7月31日に「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」、「道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」（国土交通省告示）及び自動車検査業務等実施要領（国土交通省自動車交通局長通達）の一部改正が行われたことに伴い、ディーゼル車の排出ガス検査を高度化し、粒子状物質の検査を開始するため、審査事務規程について一部改正を行い、19年9月1日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 粒子状物質検査の導入

(1) オパシメータを用いた粒子状物質検査

次の自動車については、黒煙検査に代えて、排気ガスの光透過率から粒子状物質を測定できる新しい検査（光透過率を測定するオパシメータを用いた検査）を行うことを規定した。（4-50-1-1、4-50-13～4-50-18、4-50-25～4-50-29、5-50-1、別表1）

(ア) 普通及び小型のディーゼル車であって、平成19年9月1日（輸入車は20年8月1日）以降に型式又は装置の指定申請をし、指定を受けたもの

(イ) 普通及び小型のディーゼル車であって、平成19年9月1日（輸入車は20年8月1日）以降に新型届出による取扱い又は輸入自動車特別取扱を受けたもの

(ウ) 普通及び小型のディーゼル車であって、平成19年9月1日（輸入車は20年8月1日）以降に初めて新規検査及び予備検査を行う並行輸入自動車（黒煙の規制値が40%又は50%の自動車を除く。）、試作自動車又は組立車

(2) 粒子状物質の検査方法

ディーゼル車の排気ガスについて、オパシメータを用いて粒子状物質の検査を行う方法として、光吸収係数測定方法を規定した。（別添6-1）

(3) 黒煙測定器による粒子状物質検査対象車のスクリーニング検査

(1)(ア)及び(イ)の自動車については新規検査、予備検査、構造等変更検査及び継続検査において、(1)(ウ)の自動車については継続検査において、平成22年9月30日までの間、オパシメータを用いた検査に代えて、黒煙測定器を用いた検査により測定した黒煙の汚染度がそれぞれ25%以下であれば基準に適合するものとみなすことを規定した。（4-50-13～4-50-18）

(4) オパシメータによる黒煙検査対象車のスクリーニング検査

黒煙検査を行うこととされた自動車について、黒煙測定器による検査に代えて、オパシメータを用いた検査によることができる場合を規定するとともに、その基準としてスクリーニング値を定めた。(4-50-13～4-50-18、5-50-1)

(5) 自動車検査証の備考欄記載

オパシメータ検査を行うこととされた自動車について、自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」の旨を記載する。(3-3-15)

2. その他

(1) 車両総重量 3.5t 以下の軽油を燃料とする試作自動車、組立車又は並行輸入自動車については、黒煙 4 モードの基準の適用を猶予することとした。

(4-50-1-2)

(2) 審査事務規程の誤りを訂正するため、所要の改正を行った。

審査事務規程の全文は当法人ホームページ (<http://www.navi.go.jp/>)
「審査事務規程」 に掲載しています。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町 8 - 2 住友生命四谷ビル

自動車検査法人本部 業務部業務課 清水、佐々木

電話 03-5363-3441 (代表)

03-5363-3519 (直通)

FAX 03-5363-3347

E-mail gyoumuka@navi.go.jp

「審査事務規程」（平成 14 年 7 月 1 日検査法人規程第 1 1 号）第 42 次改正新旧対照表

平成 19 年 8 月 31 日改正

新

旧

3-3-15 備考欄

(1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票 2 の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。

記載を要する自動車	記 載 事 項	記 載 例
1.～29. (略)	(略)	(略)
30. 平成 17 年規制適合のディーゼル車のうち、オパシメータを使用して無負荷急加速時に排出される光吸収係数を測定するもの	オパシメータを使用して無負荷急加速時に排出される光吸収係数を測定する旨	オパシメータ測定

4-50 排気管からの排出ガス発散防止性能

4-50-1 性能要件

4-50-1-1 テスタ等による審査

自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、②及び③の基準は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。4-50-1-1 ①及び 4-50-1-2 (1)において同じ。）には適用しない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係）

[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]

① (略)

[軽油、光吸収係数規制]

② 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、アからエまでのいずれかに該当するものは、別添 6-1「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により測定する排出ガスの光吸収係数（以下、4-50 及び 5-50 において単に「光吸収係数」という。）が 0.80m⁻¹を超えないものであること。

ただし、平成 22 年 9 月 30 日までの間、排出ガス非認証車(法第 16 条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)の新規検査又は予備検査の場合以外の場合において、別添 6-2「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する方法により測定する黒煙汚染度（以下、4-50 及び 5-50 において単に「黒煙汚染度」という。）が 25%を超えないときは、光吸収係数が 0.80m⁻¹を超えないものとみなす。（細目告示第 41 条第 1 項第 21 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 12 号関係）

ア 平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 8 月 1 日）以降に法第 75 条第 1 項の指定又は法第 75 条の 2 第 1 項の一酸化炭素等発散防止装置の指定の申

3-3-15 備考欄

(1) 検査証の備考欄への記載が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載内容を同表右欄の例により検査票 2 の備考欄に記載する。また、その他必要な事項についても必要に応じて記載する。

記載を要する自動車	記 載 事 項	記 載 例
1.～29. (略)	(略)	(略)

4-50 排気管からの排出ガス発散防止性能

4-50-1 性能要件

4-50-1-1 テスタ等による審査

自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、②の基準は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。4-50-1-1 ①及び 4-50-1-2 (1)において同じ。）には適用しない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 41 条第 1 項関係、細目告示第 119 条第 1 項関係）

[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]

① (略)

請を行って指定を受けた自動車

イ 平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 8 月 1 日）以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

ウ 平成 20 年 8 月 1 日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

エ 排出ガス非認証車（黒煙汚染度の規制値が 40%又は 50%の自動車を除く。）であって、平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 8 月 1 日）以降に初めて新規検査又は予備検査を受けるもの

[軽油、黒煙汚染度規制]

③ 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（②に規定する自動車を除く。）並びに定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車は、黒煙汚染度が次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規制値を超えないものであること。

ただし、別添 6-2「無負荷急速加速黒煙の測定方法」に規定する方法に代えて、原動機を無負荷運転した後、加速ペダルを急速に一杯踏み込み最高回転数に達した後ただちに加速ペダルを放したときに排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙を目視により確認する方法によることができる。

なお、当該自動車に排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。（細目告示第 41 条第 1 項第 21 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 12 号関係）

自動車の種別	規制値
ア 普通自動車及び小型自動車（②に規定する自動車を除く。）	黒煙汚染度25%
イ 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙汚染度40%
ウ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙汚染度35%
エ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙汚染度30%
オ 定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙汚染度25%

[軽油、無負荷急速加速黒煙規制]

② 軽油を燃料とする自動車のうち 4－50－1－2 (1)③及び④の自動車並びに定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車は、別添 6「無負荷急速加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷（原動機を無負荷の状態にすることができない構造の自動車にあっては、当該原動機の負荷が最小になる状態）のままで急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが 4－50－1－2 (1)③及び④の自動車にあっては 25%、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の黒煙の欄に掲げる値を超えないものであること。

この場合において、原動機を無負荷のままで加速ペダルを急速に一杯踏み込み直ちに加速ペダルを放した場合において、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙について目視により確認する。黒煙が基準値を超えるおそれがあると認められたときは、別添 6「無負荷急速加速黒煙の測定方法」により測定するものとする。

なお、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。（細目告示第 41 条第 1 項第 21 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 12 号関係）

自動車の種別	黒煙
ア 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	40%
イ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	35%
ウ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	30%
エ 定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	25%

4-50-1-2 書面等による審査

(1)～(3) (略)

(4) 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車の排出ガス非認証車であって、車両総重量が3.5t以下のものは、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1)⑩の規定は適用しない。(適用関係告示第28条第81項関係)

4-50-2～12 (略)

4-50-13 従前規定の適用⑨

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が1,265kg以下のものに限る。)であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑨の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1②の規定の適用にあたっては同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値、4-50-1-1③の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-1②の規定の適用にあたっては、平成22年9月30日までの間、排出ガス非認証車(法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)の新規検査又は予備検査の場合以外の場合において、黒煙汚染度の値が25%を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。

また、4-50-1-1③の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑨ 軽油を燃料とする車両重量が1,265kg以下の乗車定員が10人以下である乗用自動車

区 分					4-50-1-2(1)④関係						4-50-1-2(1) ⑩ 関係		4-50-1-1②関係及び 4-50-1-1③関係			
規制年	識別記号	適用時期			測定 モード (単位)	モード規制値					適用 関係 告示 根拠	ディー ゼ ル 4 モ ド (%)	適用 関係 告示 根拠	光吸収 係数規 制値 (m ⁻¹)	黒煙 汚染 度規 制値 (%)	適用 関係 告示 根拠
		新 型 生 産 車	継続生産車・排 出ガス非 認証車 (輸入自動 車を除く。)	輸 入 自 動 車		CO	HC	NOx	PM	備考						
なし	なし	昭54.3. 31以前	昭55.2. 29以前	昭56.3. 31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	<u>2.76</u>	50	40 項

4-50-1-2 書面等による審査

(1)～(3) (略)

4-50-2～12 (略)

4-50-13 従前規定の適用⑨

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が1,265kg以下のものに限る。)であって、平成25年2月28日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成23年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑨の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1②の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制値の値、4-50-1-2(1)④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル4モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表⑨ 軽油を燃料とする車両重量が1,265kg以下の乗車定員が10人以下である乗用自動車

区 分					4-50-1-2(1)④関係						4-50-1-2(1)⑩関係		4-50-1-1②関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル4モード(%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値(%)	適用関係告示根拠
		新	継続生産車・排出ガス非認証車輸入自動車を除く。	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考					
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	50	40項

昭54	K	昭4.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上	直噴式	17項	同上	同上	同上	同上	同上
57	N	昭57.1.1	昭57.12.1	昭59.4.1	同上	980	670	390	同上	直噴式	20項	同上	同上	同上	同上	同上
61	Q	昭61.10.1 昭62.10.1	昭62.9.1 昭63.9.1	昭63.4.1 平64.1	10 (g/km)	2.70	0.62	0.98	同上	MT AT	28項	同上	同上	同上	同上	同上
平2	X	平2.12.1	平3.11.1	平5.4.1	同上	2.70	0.62	0.72	同上		30項	同上	同上	同上	同上	同上
3	X	平3.11.1	同上	同上	10・15	2.70	0.62	0.72	同上	※	37項	同上	同上	同上	同上	同上
6	ND	平6.10.1	平7.9.1	平8.4.1	同上	2.70	0.62	0.72	0.34	※	43項	同上	同上	1.62	40	46項
9	KE HA DA WA DB WB DC WC	平9.10.1	平11.7.1	平12.4.1	同上	2.70	0.62	0.55	0.14		62項	同上	同上	0.80	25	117項 118項
14	KM HT TF XF LF YF UF ZF	平14.10.1	平16.9.1	平16.9.1	同上	0.98	0.24	0.43	0.11		76項	25	1項	同上	同上	同上
17	ACB ADB AJB AKB CCB CJB CGB DCB DDB DJB DKB	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード ×0.88+11モード ×0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.19	0.017	HCについて はNMCとする	105項	同上	—	同上	同上	同上
		平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード ×0.75+JC08Cモード ×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	111項	同上	—	同上	同上	同上
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード ×0.75+JC08Cモード ×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	—					

注1～6（略）

昭54	K	昭4.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上	直噴式	17項	同上	同上	同上	同上	同上
57	N	昭57.1.1	昭57.12.1	昭59.4.1	同上	980	670	390	同上	直噴式	20項	同上	同上	同上	同上	同上
61	Q	昭61.10.1 昭62.10.1	昭62.9.1 昭63.9.1	昭63.4.1 平64.1	10 (g/km)	2.70	0.62	0.98	同上	MT AT	28項	同上	同上	同上	同上	同上
平2	X	平2.12.1	平3.11.1	平5.4.1	同上	2.70	0.62	0.72	同上		30項	同上	同上	同上	同上	同上
3	X	平3.11.1	同上	同上	10・15	2.70	0.62	0.72	同上	※	37項	同上	同上	同上	同上	同上
6	ND	平6.10.1	平7.9.1	平8.4.1	同上	2.70	0.62	0.72	0.34	※	43項	同上	同上	40	46項	同上
9	KE HA DA WA DB WB DC WC	平9.10.1	平11.7.1	平12.4.1	同上	2.70	0.62	0.55	0.14		62項	同上	同上	25	同上	同上
14	KM HT TF XF LF YF UF ZF	平14.10.1	平16.9.1	平16.9.1	同上	0.98	0.24	0.43	0.11		76項	25	1項	同上	同上	同上
17	ACB ADB AJB AKB CCB CJB CGB DCB DDB DJB DKB	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15モード ×0.88+11モード ×0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.19	0.017	HCについて はNMCとする	105項	同上	—	同上	同上	同上
		平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード ×0.75+JC08Cモード ×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	111項	同上	—	同上	同上	同上
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード ×0.75+JC08Cモード ×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	—					

注1～6（略）

4-50-14 従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が 1,265kg を超えるものに限る。)であって、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑩の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 ②の規定の適用にあたっては同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値、4-50-1-1 ③の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2 (1)④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2 (1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-1 ②の規定の適用にあたっては、平成 22 年 9 月 30 日までの間、排出ガス非認証車(法第 16 条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)の新規検査又は予備検査の場合以外の場合において、黒煙汚染度の値が 25%を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。

また、4-50-1-1 ③の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑩ 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える乗車定員 10 人以下である乗用自動車

区 分					4-50-1-2(1)④イ関係					4-50-1-2(1)⑩関係		4-50-1-1②関係及び 4-50-1-1③関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル 4モード (%)	適用関係 告示根拠	光吸収 係数規 制値 (m^{-1})	黒煙汚 染度規 制値 (%)	適用関係 告示根拠
		新 型 生 産 車	継続生産 車・排出ガ ス非認証車 (輸入自動 車を除く。)	輸 入 自 動 車		CO	HC	NOx	PM	備考						
なし	なし	昭和43.3.1以前	昭和52.9.1以前	昭和63.3.1以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	2.76	50	40項
昭和54	K	昭和44.1	昭和53.1	昭和64.1	6 (ppm)	980	670	450	同上	直噴式	17項	同上	同上	同上	同上	同上
57	N	昭和7.1.1	昭和7.12.1	昭和9.4.1	同上	980	670	390	同上	直噴式	20項	同上	同上	同上	同上	同上
61	Q	昭和41.10.1 昭和42.10.1	昭和42.9.1 昭和43.9.1	昭和43.4.1 平4.1	10 (g/km) 同上	2.70 2.70	0.62 0.62	1.26 1.26	同上	MT AT	30項	同上	同上	同上	同上	同上
平3	Q	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上	※	30項 31項	同上	同上	同上	同上	同上
4	Y	平4.10.1	平5.9.1	平6.4.1	同上	2.70	0.62	0.84	同上	※	37項	同上	同上	同上	同上	同上
6	ND	平6.10.1	平7.9.1	平8.4.1	同上	2.70	0.62	0.84	0.34		47項	同上	同上	1.62	40	50項
10	ND	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	同上	2.70	0.62	0.55	0.14		62項	同上	同上	0.80	25	117項

4-50-14 従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(車両重量が 1,265kg を超えるものに限る。)であって、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑩の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 ②の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2 (1)④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2 (1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表⑩ 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える乗車定員 10 人以下である乗用自動車

区 分					4-50-1-2(1)④イ関係						4-50-1-2(1)⑩関係		4-50-1-1②関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル4モード (%)	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙 規制値 (%)	適用関係告示根拠
		新 型 生 産 車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸 入 自 動 車		CO	HC	NOx	PM	備考					
なし	なし	昭和43.3.1以前	昭和52.9.1以前	昭和63.3.1以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	50	40項
昭和54	K	昭和44.1	昭和53.1	昭和64.1	6 (ppm)	980	670	450	同上	直噴式	17項	同上	同上	同上	同上
57	N	昭和7.1.1	昭和7.12.1	昭和9.4.1		同上	980	670	390		同上	20項	同上	同上	同上
61	Q	昭和41.10.1	昭和42.9.1	昭和43.4.1	10 (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上	MT	30項	同上	同上	同上	同上
		昭和42.10.1	昭和43.9.1	平4.1	同上	2.70	0.62	1.26	同上	AT					
平3	Q	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上	※	30項 31項	同上	同上	同上	同上
4	Y	平4.10.1	平5.9.1	平6.4.1	同上	2.70	0.62	0.84	同上	※	37項	同上	同上	同上	同上
6	ND	平6.10.1	平7.9.1	平8.4.1	同上	2.70	0.62	0.84	0.34		47項	同上	同上	40	46項
10	ND	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	同上	2.70	0.62	0.55	0.14		62項	同上	同上	25	同上

	HD DK VK DL VL DM WM														118項	
14	RN TG XG IG YG UG ZG	平24.10.1	平16.9.1	平26.9.1	同上	0.98	0.24	0.45	0.11		76項	25	1項	同上	同上	同上
17	ACC ADC AJC AKC CCC CJC CKC DCC DDC DJC DKC	平27.10.1	平29.9.1	平29.9.1	10・15 モー ド×0.88 + 11 モード ×0.12 (g/ km)	0.84	0.032	0.20	0.019	HCにつ いては NMHC と する。	105項	同上	—	同上	同上	同上
		平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15 モー ド×0.75 + JC08C モー ド×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	111項	同上	—	同上	同上	同上
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08H モー ド×0.75 + JC08C モー ド×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	—					

	HD DK VK DL VL DM WM															
14	RN TG XG IG YG UG ZG	平24.10.1	平16.9.1	平26.9.1	同上	0.98	0.24	0.45	0.11		76項	25	1項	同上	同上	同上
17	ACC ADC AJC AKC CCC CJC CKC DCC DDC DJC DKC	平27.10.1	平29.9.1	平29.9.1	10・15 モー ド×0.88 + 11 モード ×0.12 (g/ km)	0.84	0.032	0.20	0.019	HCにつ いては NMHC と する。	105項	同上	—	同上	同上	同上
		平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15 モー ド×0.75 + JC08C モー ド×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	111項	同上	—	同上	同上	同上
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08H モー ド×0.75 + JC08C モー ド×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	—					

注 1～6（略）

4-50-15 従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑩の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 ②の規定の適用にあたっては同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値、4-50-1-1 ③の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2 (1)④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2 (1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル 4 モード欄に掲げる値を

	HD DK VK DL VL DM WM															
14	KN TG XG IG YG UG ZG	平24.10.1	平16.9.1	平26.9.1	同上	0.98	0.24	0.45	0.11		76項	25	1項	同上	同上	同上
17	ACC ADC AJC AKC CCC CJC CKC DCC DDC DJC DKC	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	10・15 モー ド×0.88 + 11 モード ×0.12 (g/ km)	0.84	0.032	0.20	0.019	HCにつ いては NMHC と する。	105項	同上	—	同上	同上	同上
		平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15 モー ド×0.75 + JC08C モー ド×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	111項	同上	—	同上	同上	同上
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08H モー ド×0.75 + JC08C モー ド×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	—					

注 1～6（略）

4-50-15 従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑩の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 ②の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2 (1)④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2 (1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

それぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-1②の規定の適用にあたっては、平成22年9月30日までの間、排出ガス非認証車(法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)の新規検査又は予備検査の場合以外の場合において、黒煙汚染度の値が25%を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。

また、4-50-1-1③の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑪ 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区 分				4-50-1-2(1)④関係							4-50-1-2(1)⑩関係		4-50-1-1②関係及び 4-50-1-1③関係			
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード別規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル4 モード (%)	適用関係 告示根拠	光吸収係数 規制値 (m ⁻¹)	黒煙汚染度 規制値 (%)	適用関係 告示根拠
		新 型 生産車	継続生産車・排出 ガス非認証車(輸入自動車 を除く。)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	PM	備考						
なし	なし	昭54.3.31 以前	昭55.2.29 以前	昭56.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	<u>2.76</u>	50	36項	
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上	直噴式	17項	同上	同上	<u>同上</u>	同上	同上
						980	670	700	同上							
57	N	昭57.10.1	昭58.9.1	昭59.4.1		同上	980	670	390		同上	直噴式	18項	同上	同上	<u>同上</u>
						980	670	700	同上	直噴式						
58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1	同上	980	670	390	同上	直噴式	22項	同上	同上	<u>同上</u>	同上	同上
						980	670	610	同上							
63	S	昭63.12.1	平1.11.1	平3.4.1	D (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上		30項	同上	同上	<u>同上</u>	同上	同上
平3	S	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上	※	33項	同上	同上	<u>同上</u>	同上	同上
5	KA	平5.10.1	平6.9.1	平7.4.1	同上	2.70	0.62	0.84	0.34	※	43項	同上	同上	<u>1.62</u>	40	46項
9	KE	平9.10.1	平11.7.1	平12.4.1	同上	2.70	0.62	0.55	0.14		62項	同上	同上	<u>0.80</u>	25	117項 118項
14	KP HW TH	平14.10.1	平16.9.1	平16.9.1	同上	0.98	0.24	0.43	0.11		76項	25	1項	<u>同上</u>	同上	同上

適用表⑪ 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区 分			4-50-1-2(1)④関係							4-50-1-2(1)⑩関係	4-50-1-1②関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード別規制値					ディーゼル4モード (%)	適用関係 告示根拠	無負荷加速黒煙規制値 (%)		適用関係 告示根拠
		新 型 生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	PM	備考					
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし	なし	50		36項
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上		17項	同上	同上	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式					
57	N	昭57.10.1	昭58.9.1	昭59.4.1	同上	980	670	390	同上	直噴式	18項	同上	同上	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式					
58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1	同上	980	670	390	同上	直噴式	22項	同上	同上	同上	同上
						980	670	610	同上	直噴式					
63	S	昭63.12.1	平1.11.1	平3.4.1	D (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上		30項	同上	同上	同上	同上
平3	S	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上	※	33項	同上	同上	同上	同上
5	KA	平5.10.1	平6.9.1	平7.4.1	同上	2.70	0.62	0.84	0.34	※	43項	同上	同上	40	46項
9	KE HA DA VA DB WB DC WC	平9.10.1	平11.7.1	平12.4.1	同上	2.70	0.62	0.55	0.14		62項	同上	同上	25	同上
14	KP HW TH	平14.10.1	平16.9.1	平16.9.1	同上	0.98	0.24	0.43	0.11		76項	25	1項	同上	同上

また、4-50-1-1③の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑫ 軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4-50-1-2(1)④関係							4-50-1-2(1)⑩関係		4-50-1-1②関係及び 4-50-1-1③関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係告示根拠	ディーゼル4モード (%)	適用関係告示根拠	光吸収係数規制値 (m ⁻¹)	黒煙汚染度規制値 (%)	適用関係告示根拠
		新 型 生 産 車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	PM	備考						
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし	なし	なし	2.76	50	36項
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上		17項	同上	同上	同上	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式						
57	N	昭57.10.1	昭58.9.1	昭59.4.1	同上	980	670	390	同上		18項	同上	同上	同上	同上	同上
						980	670	700	同上	直噴式						
58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1	同上	980	670	390	同上		22項	同上	同上	同上	同上	同上
						980	670	610	同上	直噴式						
63	S	昭63.12.1	平1.11.1	平3.4.1	同上	980	670	350	同上		34項	同上	同上	同上	同上	同上
						980	670	500	同上	直噴式						
平5	KB	平5.10.1	平6.9.1	平7.4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.62	1.82	0.43		43項	同上	同上	1.62	40	46項 50項
9	KB HB DD VD DE WE DF WF	平9.10.1	平11.7.1	平12.4.1	同上	2.70	0.62	0.97	0.18	MT	47項	同上	同上	0.80	25	117項 118項
						2.70	0.62	0.97	0.43	AT						
10	KJ HE DN VN DP WP DQ WQ	平10.10.1	平11.9.1	同上	同上	2.70	0.62	0.97	0.18		67項	同上	同上	同上	同上	同上
15	KQ HX TJ XJ LJ YJ	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	同上	0.98	0.24	0.68	0.12		76項	25	1項	同上	同上	同上

適用表⑫ 軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分		4-50-1-2(1)④関係								4-50-1-2(1)⑩関係	4-50-1-1②関係				
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル4 モード (%)	適用関係 告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値 (%)	適用関係 告示根拠
		新 型 生産車	継続生産 車・排出 ガス非認 証車(輸 入自動車 を除く。)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	PM	備考					
なし	なし	昭54.3.31 以前	昭55.2.29 以前	昭56.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		なし	なし	なし	50	36項
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	6 (ppm)	980	670	450	同上	直噴式	17項	同上	同上	同上	同上
57	N	昭57.10.1	昭58.9.1	昭59.4.1	同上	980	670	390	同上	直噴式	18項	同上	同上	同上	同上
58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1	同上	980	670	390	同上	直噴式	22項	同上	同上	同上	同上
63	S	昭63.12.1	平1.11.1	平3.4.1	同上	980	670	350	同上	直噴式	34項	同上	同上	同上	同上
平5	KB	平5.10.1	平6.9.1	平7.4.1	10-15 (g/km)	2.70	0.62	1.82	0.43		43項	同上	同上	40	46項
9	KB HB DD VD DE WE DF WF	平9.10.1	平11.7.1	平12.4.1	同上	2.70	0.62	0.97	0.18	MT	47項	同上	同上	25	同上
						2.70	0.62	0.97	0.43	AT					
10	KJ HE DN VN DP WP DQ WQ	平10.10.1	平11.9.1	同上	同上	2.70	0.62	0.97	0.18		67項	同上	同上	同上	同上
15	KQ HX TJ XJ LJ YJ	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	同上	0.98	0.24	0.68	0.12		76項	25	1項	同上	同上

注1~4 (略)

軽油を燃料とする車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑬の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 ②の規定の適用にあたっては同表の光吸収係数規制値の欄に掲げる値、4-50-1-1 ③の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2 (1)④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2 (1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-1②の規定の適用にあたっては、平成22年9月30日までの間、排出ガス非認証車(法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車を除く。)の新規検査又は予備検査の場合以外の場合において、黒煙汚染度の値が25%を超えないときは、光吸収係数規制値を超えないものとみなす。

また、4-50-1-1③の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値

注1~4 (略)

軽油を燃料とする車両総重量が 2.5t を超え 3.5t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成 25 年 2 月 28 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 23 年 4 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑬の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 ②の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制の値、4-50-1-2 (1)④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2 (1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

を超えないものであればよい。

適用表⑬ 軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4-50-1-2(1)④関係						4-50-1-2(1)⑥関係		4-50-1-1②関係及び 4-50-1-1③関係			
規制年	識別記号	適用時期				測定モード (単位)	モード別規制値					ディーゼル4モード (%)	適用関係告示根拠	光吸収係数 規制値 (m ⁻¹)	黒煙汚染度 規制値 (%)	適用関係告示根拠
		新製車	継続車	輸入自動車 排出ガス非 認証車を除く	排出ガス非 認証車		CO	HC	NOx	PM	備考					
なし	なし	昭和54.3.31以前	昭和55.2.29以前	昭和56.3.31以前	平18.9.30以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	2.76	50	36項
						同上	同上	同上	同上	同上		1項表10号	同上	同上	【注4】	
昭和54	K	昭和54.4.1	昭和55.3.1	昭和56.4.1		6 (ppm)	980 980	670 670	450 700	同上 同上	直噴式	17項	同上	なし	同上	同上
57	N	昭和57.10.1	昭和58.9.1	昭和59.4.1		同上	980 980	670 670	390 700	同上 同上	直噴式	18項	なし	同上	同上	同上
58	P	昭和58.8.1	昭和59.7.1	昭和60.4.1		同上	980 980	670 670	390 610	同上 同上	直噴式	22項	同上	同上	同上	同上
63	S	昭和63.12.1	平成1.11.1	平成3.4.1		同上	980 980	670 670	390 610	同上 同上	直噴式 過剰	25項	同上	同上	同上	同上
平成1	U	平成1.10.1	平成2.9.1	平成3.4.1		同上	980 980	670 670	350 520	同上 同上	直噴式	38項	同上	同上	同上	同上
2	W	平成2.10.1	平成3.9.1	平成4.4.1		同上	980 980	670 670	350 520	同上 同上	直噴式	38項	同上	同上	同上	同上
6	HC	平成6.10.1	平成7.9.1	平成8.4.1		13 (g/kWh)	9.20 9.20	3.80 3.80	6.80 7.80	0.96 0.96	直噴式	44項	同上	同上	40	46項
9	KG HC DG VG DH VH DJ VJ	平成9.10.1	平成11.7.1	平成12.4.1		同上	9.20	3.80	5.80	0.49		68項	同上	同上	0.80	25 117項 118項

適用表⑬ 軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分						4-50-1-2(1)④関係						4-50-1-2(1)⑥関係		4-50-1-1②関係		
規制年	識別記号	適用時期				測定モード (単位)	モード別規制値				備考	適用関係告示根拠	ディーゼル4モード (%)	適用関係告示根拠	無負荷怠速燃費規制値 (%)	適用関係告示根拠
		新製車	継続車	輸入自動車 排出ガス非 認証車を除く	排出ガス非 認証車		CO	HC	NOx	PM						
なし	なし	昭和54.3.31以前	昭和55.2.29以前	昭和56.3.31以前	平18.9.30以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	50	36項	
						同上	同上	同上	同上	同上	1項表10号	同上	1項表10号	【注4】		
昭和54	K	昭和54.4.1	昭和55.3.1	昭和56.4.1		6 (ppm)	980 980	670 670	450 700	同上 同上	直噴式	17項	同上	なし	同上	同上
57	N	昭和57.10.1	昭和58.9.1	昭和59.4.1		同上	980 980	670 670	390 700	同上 同上	直噴式	18項	なし	同上	同上	同上
58	P	昭和58.8.1	昭和59.7.1	昭和60.4.1		同上	980 980	670 670	390 610	同上 同上	直噴式	22項	同上	同上	同上	同上
63	S	昭和63.12.1	平成1.11.1	平成3.4.1		同上	980 980	670 670	390 610	同上 同上	直噴式 過剰	25項	同上	同上	同上	同上
平成1	U	平成1.10.1	平成2.9.1	平成3.4.1		同上	980 980	670 670	350 520	同上 同上	直噴式	38項	同上	同上	同上	同上
2	W	平成2.10.1	平成3.9.1	平成4.4.1		同上	980 980	670 670	350 520	同上 同上	直噴式	38項	同上	同上	同上	同上
6	HC	平成6.10.1	平成7.9.1	平成8.4.1		13 (g/kWh)	9.20 9.20	3.80 3.80	6.80 7.80	0.96 0.96	直噴式	44項	同上	同上	40	50項 56項
9	HC DG VG DH VH DJ VJ	平成9.10.1	平成11.7.1	平成12.4.1		同上	9.20	3.80	5.80	0.49		68項	同上	同上	25	同上

15	RR TK XK IK YK UK ZK	平 15.10.1	平16.9.1	平16.9.1		同上	3.46	1.47	4.22	0.35	車両総重量 12t以下	77項	25	1項	同上	同上	同上
	なし				平18.10.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	77項 84項 表1号	なし	81項	同上	【注4】	同上
	ACF ADF AJF AKF CCF CDF CFJ CKF DCF DDF DJF DKF	平 17.10.1	平19.9.1	平19.9.1		10・15 モード× 0.88+11 モード× 0.12 (g/km)	0.84	0.03	0.33	0.020	HCについては NMCとする	105項	25	—	同上	25	同上
	なし				平 19.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	なし	81項	同上	【注4】	同上
	ACF ADF AJF AKF CCF CDF CFJ CKF DCF DDF DJF DKF	平 20.10.1	平22.9.1	平22.9.1		10・15 モード× 0.75 + JC08C モード× 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	111項	25	—	同上	25	同上
17	なし				平 22.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	なし	81項	同上	【注4】	同上
	ACF ADF AJF AKF CCF CDF CFJ CKF DCF DDF DJF DKF	平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1		JC08H モード× 0.75 + JC08C モード× 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	—	25	—	同上	25	同上
	なし				平 25.3.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	—	なし	81項	同上	【注4】	同上
	RR TK XK IK YK UK ZK	平 15.10.1	平16.9.1	平16.9.1		同上	3.46	1.47	4.22	0.35	車両総重量 12t以下	77項	25	1項	同上	同上	同上
	なし				平18.10.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	77項 84項 表1号	なし	81項	同上	【注4】	二
15	ACF ADF AJF AKF CCF CDF CFJ CKF DCF DDF DJF DKF	平 17.10.1	平19.9.1	平19.9.1		10・15 モード× 0.88+11 モード× 0.12 (g/km)	0.84	0.03	0.33	0.020	HCについては NMCとする	105項	25	—	同上	25	二
	なし				平 19.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	なし	81項	同上	二	二
	ACF ADF AJF AKF CCF CDF CFJ CKF DCF DDF DJF DKF	平 20.10.1	平22.9.1	平22.9.1		10・15 モード× 0.75 + JC08C モード× 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	111項	25	—	同上	25	二
	なし				平 22.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	なし	81項	同上	【注4】	—
	ACF ADF AJF AKF CCF CDF CFJ CKF DCF DDF DJF DKF	平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1		JC08H モード× 0.75 + JC08C モード× 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	—	25	—	同上	25	—
17	なし				平 25.3.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	—	なし	81項	同上	【注4】	—

注1～3 （略）

4 排出ガス非認証車の黒煙汚染度規制値欄の【注4】は、当該排出ガス非認証車の製作年月日について、輸入自動車にあっては輸入自動車欄の適用時期、輸入自動車以外の自動車にあっては継続生産車欄の適用時期により、それぞれ規制値を適用することを示す。

5 （略）

4-50-18 従前規定の適用④

軽油を燃料とする車両総重量が 3.5 t を超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、平成 17 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 ③の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2 (1)③の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2 (1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

ただし、4-50-1-1 ③の規定の適用にあたっては、黒煙汚染度の測定の前に光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表の光吸収係数規制値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表④ 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4-50-1-2(1)③関係					4-50-1-2 (1)⑩関係		4-50-1-1②関係及び 4-50-1-1③関係			
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					ディーゼル 4 モード (%)	適用関係 告示根拠	光吸収 係数規 制値 (m ⁻¹)	黒煙汚 染度規 制値 (%)	適用 関係 告示 根拠
		新型 生産 車	継 続 生 産 車	輸入 自動車 排出 ガス 非認 証車 を 除 く。		CO	HC	NOx	PM	備考					
なし	なし	昭54.3.31 以前	昭55.2.29 以前	昭56.3.31 以前	平18.9.30 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	2.76	50	36項
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1		6 (ppm)	980	670	450	同上		17項	同上	同上	同上
57	N	昭57.10.1	昭58.9.1	昭59.4.1		同上	980	670	390	同上	直轄式	18項	同上	同上	同上

注1～3 （略）

4 排出ガス非認証車の無負荷急加速黒煙規制値の【注4】は、当該排出ガス非認証車の製作年月日について、輸入自動車にあっては輸入自動車欄の適用時期、輸入自動車以外の自動車にあっては継続生産車欄の適用時期により、それぞれ規制値を適用することを示す。

5 （略）

4-50-18 従前規定の適用④

軽油を燃料とする車両総重量が 3.5 t を超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、平成 19 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、車両総重量が 12t 以下であるものについては平成 17 年 10 月 1 日以降に車両総重量が 12t を超えるものにあっては平成 16 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 ②の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙規制値の値、4-50-1-2 (1)③の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2 (1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル 4 モード欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表④ 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区 分					4-50-1-2(1)③関係					4-50-1-2 (1)⑩関係		4-50-1-1②関係			
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					ディーゼル 4 モード (%)	適用関係 告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値 (%)		適用関係 告示 根拠
		新型 生産 車	継 続 生 産 車	輸入 自動車 排出 ガス 非認 証車 を 除 く。		CO	HC	NOx	PM	備考					
なし	なし	昭54.3.31 以前	昭55.2.29 以前	昭56.3.31 以前	平18.9.30 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	50		36項
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1		同上	同上	同上	同上		17項	同上	【注4】		
57	N	昭57.10.1	昭58.9.1	昭59.4.1		同上	980	670	390	同上	直轄式	18項	同上	同上	同上

58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1		同上	980	670	390	同上	直噴式	22項	同上	同上	同上					
							980	670	610	同上										
							980	670	390	同上										
平1	U	平1.10.1	平2.9.1	平3.4.1		同上	980	670	390	同上	直噴式	27項	同上	同上	同上					
							980	670	610	同上										
							980	670	390	同上										
2	W	平2.10.1	平3.9.1	平4.4.1		同上	980	670	390	同上	直噴式	38項	同上	同上	同上					
							980	670	520	同上										
							980	670	520	同上										
6	KC	平6.10.1	平7.9.1	平8.4.1		13 (g/kWh)	9.20	3.80	6.80	0.96	直噴式	48項	同上	同上	1.62	40				
							9.20	3.80	7.80	0.96										
							9.20	3.80	7.80	0.96										
10	KK HF DR WR DS VS DT WT	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1		同上	9.20	3.80	5.80	0.49	車 重 2t 以下	68項	同上	同上	0.80	25				
11	KL HM DU WU DV WV DW WW	平11.10.1	平12.9.1	平13.4.1		同上	9.20	3.80	5.80	0.49	車 重 12t 超	69項	同上	同上	同上	同上				
15	KR HY TL XL LL YL UL ZL PA VA PB VB FC VC FD VD FE VE PF VF FG VG PH VH	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1		同上	3.46	1.47	4.22	0.35	車 重 2t 以下	77項	25	1項	同上	同上				

58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1		同上	980	670	390	同上	直噴式	22項	同上	同上	同上					
							980	670	610	同上										
							980	670	390	同上										
平1	U	平1.10.1	平2.9.1	平3.4.1		同上	980	670	390	同上	直噴式	27項	同上	同上	同上					
							980	670	610	同上										
							980	670	390	同上										
2	W	平2.10.1	平3.9.1	平4.4.1		同上	980	670	390	同上	直噴式	38項	同上	同上	同上					
							980	670	520	同上										
							980	670	520	同上										
6	KC	平6.10.1	平7.9.1	平8.4.1		13 (g/kWh)	9.20	3.80	6.80	0.96	直噴式	48項	同上	同上	40	50項 56項				
							9.20	3.80	7.80	0.96										
							9.20	3.80	7.80	0.96										
10	KK HF DR WR DS VS DT WT	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1		同上	9.20	3.80	5.80	0.49	車 重 2t 以下	68項	同上	同上	25	同上				
11	KL HM DU WU DV WV DW WW	平11.10.1	平12.9.1	平13.4.1		同上	9.20	3.80	5.80	0.49	車 重 12t 超	69項	同上	同上	同上	同上				
15	KR HY TL XL LL YL UL ZL PA VA PB VB FC VC FD VD FE VE PF VF FG VG PH VH	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1		同上	3.46	1.47	4.22	0.35	車 重 2t 以下	77項	25	1項	同上	同上				

	なし				平18.10 .1	同上	同上	同上	同上	同上	同上 【注5】	77項 84項 表1号	同上 【注6】	84項 表2号	同上	【注4】	同上		なし				平18.10 .1	同上	同上	同上	同上	同上	同上 【注5】	77項 84項 表1号	同上 【注6】	84項 表2号	同上	【注4】	同上	
16	IS IZ TM XM IM YM UM ZM PJ VJ FK VK PL VL PM VM PN VN PP VP PQ VQ PR VR	平 16.10.1	平 17.9.1	平17.9.1	同上	同上	3.46	1.47	4.22	0.35	車両 重量 12t超	77項 84項 表1号	同上 【注6】	84項 表2号	同上	25	同上		16	IS IZ TM XM IM YM UM ZM PJ VJ FK VK PL VL PM VM PN VN PP VP PQ VQ PR VR	平 16.10.1	平 17.9.1	平17.9.1	同上	同上	3.46	1.47	4.22	0.35	車両 重量 12t超	77項 84項 表1号	同上 【注6】	84項 表2号	同上	25	同上
	なし																		平18.10 .1	同上	同上	同上	同上													

17

4 排出ガス
作年月日によ
外の自動車
ことを示す。

5、6 (略)

4-50-19~24 (略)

4-50-25 従前規定の適用^{②1}

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 19kW以上 37kW未満である原動機を備えたものであって、平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 19 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1③の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2(1)⑧の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル8モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

17

4 排出ガス非認証車の無負荷急加速黒煙規制値欄の【注4】は、当該排出ガス非認証車の製作年月日について、輸入自動車にあっては輸入自動車欄の適用時期、輸入自動車以外の自動車にあっては継続生産車欄の適用時期により、それぞれ規制値を適用することを示す

5、6 (略)

4-50-19~24 (略)

4-50-25 従前規定の適用^{②1}

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 19kW以上 37kW未満である原動機を備えたものであって、平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 19 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1②の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2(1)⑧の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2(1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル 8 モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表㉔ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 19kW以上 37kW未満のもの）

区 分					4-50-1-2(1)㉔関係					4-50-1-2 ① ㉔ 関係		4-50-1-1 ③ 関係			
規制年	識別記号	適用時期			測定モード (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル モード (%)	適用関係 告示根拠	黒煙汚染 度規制 値 (%)	適用関係 告示根拠
		新 型 生産車	継続生産車・排出 ガス非認証車(輸 入自動車を除く)	輸 入 自動車		CO	HC	NOx	PM	備考					
					(略)										

注 1 モード規制値欄及び黒煙汚染度規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2 排出ガス非認証車に対する黒煙汚染度規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

3 (略)

4-50-26 従前規定の適用㉔

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 37kW以上 56kW未満である原動機を備えたものであって、平成 21 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 20 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表㉔の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 ③の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2 (1)㉔の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2 (1)㉔の規定の適用にあたってはディーゼル 8 モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表㉔ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 37kW以上 56kW未満のもの）

区 分					4-50-1-2(1)⑧関係					4-50-1-2 ① ⑩ 関係		4-50-1-1 ③ 関係		
規制年	識別 記号	適 用 時 期			測 定 モ ー ド (単位)	モ ー ド 規 制 値				適 用 関 係 告 示 根 拠	ディー ゼル8 モ ー ド (%)	適 用 関 係 告 示 根 拠	黒 煙 汚 染 度 規 制 値 (%)	適 用 関 係 告 示 根 拠
		新 型 生産車	継続生産 車・排出 ガス非認 証車(輸 入自動車 を除く)	輸 入 自 動 車		CO	HC	NO x	PM					
					(略)									

注 1 モード規制値欄及び黒煙汚染度規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2 排出ガス非認証車に対する黒煙汚染度規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

3 (略)

適用表㉕ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 19kW以上 37kW未満のもの）

区 分				4-50-1-2(1)⑧関係						4-50-1-2 ① ⑩ 関係		4-50-1-1 ② 関係	
規制年	識別 記号	適用時期		測定 モード (単位)	モード規制値					適用 関係 告示 根拠	ディー ゼル モーター の 適用 関係 告示 根拠	無荷 急速 減速 試験 値 (%) の 適用 関係 告示 根拠	適用 関係 告示 根拠
		新 型 生産車	継続生産車・排出 ガス非認証車(輸入自動車 を除く)		CO	HC	NOx	PM	備考				
				(略)									

注 1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2 排出ガス非認証車に対する無負荷急加速黒煙規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

3 (略)

4-50-26 従前規定の適用㉕

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 37kW以上 56kW未満である原動機を備えたものであって、平成 21 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 20 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表㉕の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 ②の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2 (1)㉕の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2 (1)㉕の規定の適用にあたってはディーゼル 8 モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表㉕ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 37kW以上 56kW未満のもの）

区 分			4-50-1-2(1)⑧関係						4-50-1-2 ① ⑩ 関係		4-50-1-1 ② 関係			
規制年	識別 記号	適用時期		測 定 モード (単位)	モード規制値					適用 関係 告示 根拠	ディー ゼル8 モード (%)	適用 関係 告示 根拠	無 荷 急速 黒煙 規制 値 (%)	適用 関係 告示 根拠
		新 型 生産車	継続生産 車・排出 ガス非認 証車(輸 入自動車 を除く)		CO	HC	NO x	PM	備考					
				(略)										

注 1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2 排出ガス非認証車に対する無負荷急加速黒煙規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

3 (略)

4-50-27 従前規定の適用㉓

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 56kW以上 75kW未満である原動機を備えたものであって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 20 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表㉓の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 ③の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2 (1)⑧の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2 (1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル 8 モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表㉓ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 56kW以上 75kW未満のもの）

区 分					4-50-1-2(1)⑧関係					4-50-1-2 ⑩ 関係		4-50-1-1 ③ 関係	
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値				適用関係告示根拠	ディーゼル 8 モード	適用関係告示根拠	黒煙汚染度規制値(%)
		新生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考			
					(略)								

注 1 モード規制値欄及び黒煙汚染度規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2 排出ガス非認証車に対する黒煙汚染度規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

3 (略)

4-50-28 従前規定の適用㉔

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 75kW以上 130kW未満である原動機を備えた自動車であって、平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 19 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表㉔の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 ③の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2 (1)⑧の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2 (1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル 8 モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

4-50-27 従前規定の適用㉓

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 56kW以上 75kW未満である原動機を備えたものであって、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 20 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表㉓の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 ②の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2 (1)⑧の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2 (1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル 8 モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表㉓ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 56kW以上 75kW未満のもの）

区 分					4-50-1-2(1)⑧関係					4-50-1-2 ⑩ 関係		4-50-1-1 ② 関係	
規制年	識別記号	適用時期			測定モード(単位)	モード規制値				適用関係告示根拠	ディーゼル 8 モード	適用関係告示根拠	無負荷急加速黒煙規制値(%)
		新生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考			
					(略)								

注 1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2 排出ガス非認証車に対する無負荷急加速黒煙規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

3 (略)

4-50-28 従前規定の適用㉔

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 75kW以上 130kW未満である原動機を備えた自動車であって、平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 19 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表㉔の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 ②の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2 (1)⑧の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び 4-50-1-2 (1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル 8 モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表㉔ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 75kW以上 130kW未満のもの）

区 分			4-50-1-2(1)⑧関係						4-50-1-2 ① ⑩ 関係		4-50-1-1 ③ 関係		
規制年	識別記号	適用時期		測定モード (単位)	モード規制値				適用係告示根拠	イゼールモード	適用係告示根拠	黒煙汚染度規制値 (%)	適用係告示根拠
		新生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車除く)		CO	HC	NOx	PM					
				(略)									

- 注1 モード規制値欄及び黒煙汚染度規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
- 2 排出ガス非認証車に対する黒煙汚染度規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
- 3 (略)

4-50-29 従前規定の適用㉔

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 130kW以上 560kW未満である原動機を備えたものであって、平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 18 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表㉔の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 ③の規定の適用にあたっては同表の黒煙汚染度規制値の欄に掲げる値、4-50-1-2 (1)⑧の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2 (1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル 8 モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表㉕ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 130kW以上 560kW未満のもの）

区 分					4-50-1-2(1)⑧関係					4-50-1-2 ① ⑩ 関係		4-50-1-1 ③ 関係			
規制年	識別 記号	適用時期			測定 モード (単位)	モード別規制値					適用係 告示根拠	イゼ ール モード	適用係 告示根拠	黒煙 汚染 度規 制値 (%)	適用 関係 告示 根拠
		新 型 生 産 車	継続生 産車・排 出ガス 非認証 車(輸入 自動車 除く)	輸 入 自 動 車		CO	HC	NO x	PM	備考					
					(略)										

- 注1 モード規制値欄及び黒煙汚染度規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
- 2 排出ガス非認証車に対する黒煙汚染度規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
- 3 (略)

適用表㉔ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 75kW以上 130kW未満のもの）

区 分			4-50-1-2(1)⑧関係						4-50-1-2 ① ⑩ 関係		4-50-1-1 ② 関係			
規制年	識別記号	適用時期		測定モード (単位)	モード規制値					適用係 告示根拠	デ ィ ゼ ー ル モ ド	適用係 告示根拠	無 荷 急 速 制 制 値 (%)	適用係 告示根拠
		新生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く)		CO	HC	NO _x	PM	備考					
				(略)										

- 注1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
- 2 排出ガス非認証車に対する無負荷急加速黒煙規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
- 3 (略)

4-50-29 従前規定の適用㉔

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が 130kW以上 560kW未満である原動機を備えたものであって、平成 20 年 8 月 31 日以前に製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であって、平成 18 年 10 月 1 日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表㉔の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、4-50-1-1 ②の規定の適用にあたっては同表の無負荷急加速黒煙の値、4-50-1-2 (1)⑧の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値及び4-50-1-2 (1)⑩の規定の適用にあたってはディーゼル 8 モードの欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

適用表㉕ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力 130kW以上 560kW未満のもの）

区 分					4-50-1-2(1)⑧関係					4-50-1-2 ① ⑩ 関係		4-50-1-1 ② 関係		
規制年	識別 記号	適 用 時 期		測 定 モード (単位)	モード規制値					適 用 係 示 根 拠	デ ィ ゼ ー ル モ ー ド	適 用 係 示 根 拠	無 荷 急 速 昇 降 機 制 値 (%)	適 用 係 示 根 拠
		新 型 生 産 車	継 続 生 産 車・排 出 ガ ス 非 認 証 車 (輸 入 自 動 車 除 く)		CO	HC	NO x	PM	備考					
				(略)										

- 注1 モード規制値欄及び無負荷急加速黒煙規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
- 2 排出ガス非認証車に対する無負荷急加速黒煙規制については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
- 3 (略)

4-50-30~31 (略)

5-50 排気管からの排出ガス発散防止性能

5-50-1 性能要件（テスト等による審査）

自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、②及び③の基準は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）には適用しない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 197 条第 1 項関係）

[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]

① (略)

[軽油、光吸収係数規制]

② 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、アからエまでのいずれかに該当するものは、光吸収係数が 0.80m^{-1} を超えないものであること。

ただし、平成 22 年 9 月 30 日までの間、黒煙汚染度を測定した場合に黒煙汚染度が 25% を超えないときは、光吸収係数が 0.80m^{-1} を超えないものとみなす。

ア 平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 8 月 1 日）以降に法第 75 条第 1 項の指定又は法第 75 条の 2 第 1 項の一酸化炭素等発散防止装置の指定の申請を行って指定を受けた自動車

イ 平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 8 月 1 日）以降に新型届出による取扱いを受けた自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

ウ 平成 20 年 8 月 1 日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

エ 排出ガス非認証車（黒煙汚染度の規制値が 40% 又は 50% の自動車を除く。）であって、平成 19 年 9 月 1 日（輸入自動車にあっては平成 20 年 8 月 1 日）以降に初めて新規検査又は予備検査を受けるもの

[軽油、黒煙汚染度規制]

③ 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（②に規定する自動車を除く。）並びに定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車は、黒煙汚染度が次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる規制値を超えないものであること。

ただし、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数が同表のスクリーニング値欄に掲げる値を超えないものであればよい。

また、別添 6-2「無負荷急速加速黒煙の測定方法」に規定する方法に代えて、原動機を無負荷運転した後、加速ペダルを急速に一杯踏み込み最高回転数に達した後ただちに加速ペダルを放したときに排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙を目視により確認する方法によることができる。

なお、当該自動車に排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

4-50-30~31 (略)

5-50 排気管からの排出ガス発散防止性能

5-50-1 性能要件（テスト等による審査）

自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 31 条第 2 項関係、細目告示第 197 条第 1 項関係）

[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]

① (略)

[軽油、無負荷急速加速黒煙規制]

② 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車〔二輪自動車（側車付二輪車を含む。）を除く。〕並びに定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車及び小型特殊自動車は、別添 6「無負荷急速加速黒煙の測定方法」に規定する運転条件で原動機を無負荷（原動機を無負荷の状態にすることができない構造の自動車にあっては、当該原動機の負荷が最小になる状態）のままで急速に加速させた場合において、加速開始時から発生する排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合が普通自動車及び小型自動車にあっては 25% 以下、大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の黒煙の欄に掲げる値を超えないものであること。

この場合において、原動機を無負荷のままで加速ペダルを急速に一杯踏み込み、直ちに加速ペダルを放した場合において、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙について目視により確認する。黒煙が基準値を超えるおそれがあると認められたときは、別添 6「無負荷急速加速黒煙の測定方法」により測定するものとする。

なお、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が明らかである場合は、当該識別記号

に係る規制値に基づき判定するものとする。

自動車の種別	規制値	スクリーニング値
ア 普通自動車及び小型自動車(②に規定する自動車を除く。)	黒煙による汚染度25%	光吸収係数 0.80 m^{-1}
イ 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度40%	光吸収係数 1.62 m^{-1}
ウ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度35%	光吸収係数 1.27 m^{-1}
エ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度30%	光吸収係数 1.01 m^{-1}
オ 定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	黒煙による汚染度25%	光吸収係数 0.80 m^{-1}

5-50-2~4 (略)

別表1 (2-7関係)

審査の実施の方法

検査の種別	審査の実施方法								
新規検査及び予備検査	一 (略) 二 装置に関する審査(その一) 次の表の上欄に掲げる事項について、同表の下欄に掲げる器具を用いて審査するものとする。この場合において、(1)、(2)、(10)及び(11)に掲げる事項については、当該器具を用いて審査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)、(6)、(8)及び(9)までに掲げる事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ審査することができる。 <table> <tr> <td>(1)~(5) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(6) 自動車から排出される排出物の黒煙による汚染度</td><td>黒煙測定器</td></tr> <tr> <td>(7) 自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度</td><td>オパシメータ</td></tr> <tr> <td>(8)~(11) (略)</td><td>(略)</td></tr> </table> 三~六 (略)	(1)~(5) (略)	(略)	(6) 自動車から排出される排出物の黒煙による汚染度	黒煙測定器	(7) 自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度	オパシメータ	(8)~(11) (略)	(略)
(1)~(5) (略)	(略)								
(6) 自動車から排出される排出物の黒煙による汚染度	黒煙測定器								
(7) 自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度	オパシメータ								
(8)~(11) (略)	(略)								
(略)	(略)								

自動車の種別	黒煙
ア 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	40%
イ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	35%
ウ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	30%
エ 定格出力が75kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車	25%

5-50-2~4 (略)

別表1 (2-7関係)

審査の実施の方法

検査の種別	審査の実施方法						
新規検査及び予備検査	一 (略) 二 装置に関する審査(その一) 次の表の上欄に掲げる事項について、同表の下欄に掲げる器具を用いて審査するものとする。この場合において、(1)、(2)、(9)及び(10)に掲げる事項については、当該器具を用いて審査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)及び(6)から(8)までに掲げる事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ審査することができる。 <table> <tr> <td>(1)~(5) (略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(6) 自動車から排出される黒煙の汚染度</td><td>黒煙測定器</td></tr> <tr> <td>(7)~(10) (略)</td><td>(略)</td></tr> </table> 三~六 (略)	(1)~(5) (略)	(略)	(6) 自動車から排出される黒煙の汚染度	黒煙測定器	(7)~(10) (略)	(略)
(1)~(5) (略)	(略)						
(6) 自動車から排出される黒煙の汚染度	黒煙測定器						
(7)~(10) (略)	(略)						
(略)	(略)						

別添 6-1 (4-50-1-1、5-50-1 関係)

無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法

1. 適用範囲

この技術基準は、軽油を燃料とする自動車が無負荷急加速させた時に発生する排出ガスの光吸収係数の測定に適用する。

2. オパシメータの状態

オパシメータは、使用開始前に十分に暖機し、1日1回以上校正を行ったうえで使用すること。なお、排出ガスを採取する前に、プローブ（オパシメータの排出ガス採取部）に滞留した黒煙その他の排出ガスの光吸収係数に影響を及ぼす物質の掃気を行うこととする。

3. 自動車の状態

3.1 自動車は停止状態とし、十分に暖機されていることとする。この場合において、暖機が不十分である自動車にあっては、原動機を無負荷運転した後、加速ペダルを急速に一杯踏み込み最高回転数に達した後ただちに加速ペダルを放して無負荷運転に至る操作を2回又は3回繰り返すこと等により、測定前に暖機を行うこととする。

3.2 変速機の位置は中立とし、原動機を無負荷の状態とする。この場合において、原動機を無負荷の状態とすることができない構造のものにあっては、付属装置（油圧ポンプ等）による原動機の負荷の一部を切り離すこと等により原動機の負荷を最小にして測定することができる。

4. 排出ガスの光吸収係数の測定

4.1 プローブの挿入

排出ガスの光吸収係数は、自動車の排気管内にプローブを排気管出口径の3倍以上6倍以下の長さまで挿入して測定する。ただし、プローブを排気管出口径の3倍以上6倍以下の長さまで挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。

4.2 自動車の運転条件

4.2.1 無負荷運転を5～6秒行う。

4.2.2 加速ペダルを急速に一杯まで踏み込み、踏み込み始めてから2秒間持続した後、加速ペダルを放す。ただし、原動機の回転数を自動で測定することができる機能を有するオパシメータを使用して排出ガスの光吸収係数を測定する場合にあっては、加速ペダルの踏み込みから最高回転数に達するまでの間、加速ペダルを踏み込めばよいものとする。

4.3 排出ガスの採取時期

排出ガスの採取は、4.2.2において加速ペダルを踏み込み始めた時から5秒が経過するまでの間行うこととする。

4.4 採取された排出ガスの光吸収係数の測定方法

4.4.1 4.3により排出ガスをオパシメータ内に流入させている間における当該排出ガスの光吸収係数の最大値を測定する。

4.4.2 4.4.1の規定による測定の結果、測定値が、次の表の左欄に掲げる値に応じ同表右欄に掲げる値（以下「閾値」という。）以下である場合には、当該測定値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数とする。

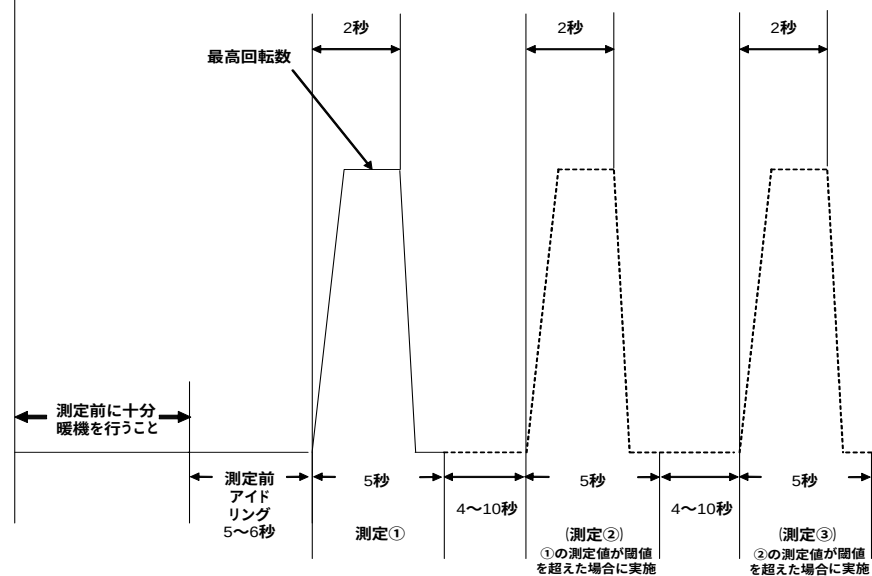
規制値又はスクリーニング値	閾値
光吸収係数0.80m ⁻¹	光吸収係数0.64m ⁻¹
光吸収係数1.01m ⁻¹	光吸収係数0.80m ⁻¹
光吸収係数1.27m ⁻¹	光吸収係数1.01m ⁻¹
光吸収係数1.62m ⁻¹	光吸収係数1.29m ⁻¹
光吸収係数2.76m ⁻¹	光吸収係数2.20m ⁻¹

4.4.3 4.2.2 の測定値が閾値を超える場合には、4 秒以上 10 秒以下の間隔において再度測定を行い、その測定値が閾値以下である場合には、当該測定値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数とする。

4.4.4 4.4.3 の測定値が閾値を超える場合には、4 秒以上 10 秒以下の間隔において再度測定を行い、これら 3 回の測定値を平均した値を当該自動車の排出ガスの光吸収係数とする。

4.4.5 排出ガスの光吸収係数を算出するに当たっては、測定値（4.4.4 の規定により算出する平均値を含む。）に小数点以下二位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

(参考図)



別添 6-2 (4-50-1-1、5-50-1 関係)
無負荷急加速黒煙の測定方法
(略)

附 則 (平成 19 年 8 月 31 日検査法人規程第 38 号)
この規定は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

別添 6 (4-50-1-1、5-50-1 関係)
無負荷急加速黒煙の測定方法
(略)